公益社団法人日本分析化学会　会費等に関する規則

Ref. No. A002-1C

（目的）

第１条　この規則は，定款第６条に定める会員が支払う入会金及び年会費に関する必要事項を定め，それによって公益社団法人日本分析化学会（以下「学会」という）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

（入会金及び会費）

第２条　入会金及び定款第 10 条に定める年会費は，次に掲げるところによる。

（１）正会員

入会金　1,000 円

年会費　11,000 円

（２）維持会員

入会金　0 円

年会費　100,000 円

（３）教育会員

入会金　0 円

年会費　5,500 円

（４）学生会員

入会金　0 円

年会費　5,500 円

（５）ジュニア会員

入会金　0 円

年会費　0 円

（６）特別会員

入会金　0 円

年会費　40,000 円

（７）公益会員

入会金　0 円

年会費　36,000 円

（８）シニア会員

入会金　0 円

一括会費　下表による

注記：年齢は当該年 3 月 31 日における満年齢とする。（民法第 143 条および年齢計算ニ関スル法律の定めにより前年の 4 月 2 日～4 月 1 日生まれが該当）

年齢	一括会費納付額
満 58 歳	101,000 円
満 59 歳	92,000 円
満 60 歳	83,000 円
満 61 歳	74,000 円
満 62 歳	65,000 円
満 63 歳	56,000 円
満 64 歳	47,000 円
満 65 歳	38,000 円
満 66 歳	29,000 円
満 67 歳	20,000 円
満 68 歳以上	11,000 円

２　正会員のうち，名誉会員並びに永年会員は年会費の納入を必要としない。

３　現に学生会員である者が引き続き正会員となる場合は，入会金を必要としない。

４　事業年度の途中で入会した会員のその事業年度の年会費は理事会の決議によってこれを減免することができる。

５　年会費は当該事業年度の 1 月から 12 月分とする。

６　ジュニア会員は高校卒業予定年月を以て，休会とする。

（年会費等の納入）

第３条　学会に入会した会員は，入会決定通知を受けた日から 30 日以内に，入会金及び年会費を本会所定の方法により納入しなければならない。

２　年会費は，毎年 10 月 1 日以降 12 月末日までに次年分（1 月～12 月）を納めるものとす

る。ただし，会員からの希望がある場合には，その期間に限定しない。

（資格喪失に伴う会費の返還）

第４条　学会は，会員が納入した入会金及び当該事業年度において納入した会費については，これを返還しない。

（年会費等の変更）

第５条　入会金・年会費を変更する場合には，企画戦略会議の議を経て，理事会の承認を必要とする。

（補則）

第６条　この規則に定めるもののほか，会費等に関する必要な事項は理事会が別に定める。

附　則

１　この規則は，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2012年12月21日第３条2項を改訂，
2018年8月2日第２条1項を改訂，
2022年5月　日第２条および5項の追加，第３条2項を改訂，第５条を追加
2023年7月3日　第２条8項の追加
2025年7月9日　会費額改訂、2025年10月15日シニア会員の満年齢基準を変更、
2026年3月27日第2条6項追加（C改定）